

慶弔規程（改正版）

第1条 この規程は、一般社団法人栃木県診療放射線技師会（以下「この法人」という。）正会員の慶弔等に関する扶助について定める。

第2条 この法人は、正会員の慶弔に際しては次の各号の給付をする。

- (1) 結婚 祝電
- (2) 出産（第一子のみ） 5,000円
- (3) 正会員本人の死亡 10,000円、弔電及び供花
- (4) 配偶者死亡 10,000円、弔電及び供花
- (5) 父、母（姻族は同居の場合のみ）、子の死亡 10,000円

第3条 正会員に次の事由が発生したときは見舞金を支給する。

- (1) 天災地変その他これに類する災害により居住する家屋が半壊、半焼、流失以上の損害を受けたとき
10,000円
- (2) 正会員が負傷又は疾病により30日の入院加療を要したとき
5,000円

第4条 給付を受ける事由が発生した場合、本人、代理人または理事が別紙給付申請書（様式第6号）を作成して会長に提出する。

第5条 給付を受けようとする者は、本会会費を完納していること。

第6条 給付を受ける事由が発生して6箇月以上経過しても申請がないものは支給しない。

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は理事会において決定することができる。

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年11月13日に改正し、令和8年4月1日から施行する。